鳥取県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第１号

地方自治法第２９１条の６第１項の規定により準用する同法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する請求権を有する者の総数の５０分の１の数及び地方自治法第２９１条の６第１項の規定により準用する第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに同法第２９１条の６第２項に規定する請求権を有する者の総数の４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成２２年６月９日

鳥取県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長　森田　辰男

１　地方自治法第２９１条の６第１項の規定により準用する同法第７４条第１項及び第７５条第１項に規定する請求権を有する者の総数の５０分の１の数

９，７３９　人

２　地方自治法第２９１条の６第１項の規定により準用する第７６条第１項、第８０条第１項、第８１条第１項及び第８６条第１項並びに同法第２９１条の６第２項に規定する請求権を有する者の総数の４０万を超える数に６分の１を乗じて得た数と４０万に３分の１を乗じて得た数とを合算して得た数

１４７，８２１　人